

令和8年
岩手県教育委員会定例会
7 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和 8 年 7 月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 1 時 30 分

第 1 会期決定の件

第 2 事務報告 1 令和 8 年 6 月県議会定例会の概要について（教 育 企 画 室）

第 3 議案第 18 号 岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課）

第 4 議案第 19 号 岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課）

第 5 議案第 20 号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて（服 務 管 理 監）

第 6 議案第 21 号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求めることについて（服 務 管 理 監）

閉会

事務報告 1

令和 8 年 6 月県議会定例会の概要について

令和 8 年 6 月県議会定例会が開催されましたので、概要について別紙のとおり報告します。

令和 8 年 7 月 21 日

令和8年6月県議会定例会の概要について

6月県議会定例会の概要は、次のとおりであった。

1 日 程

6月19日（金）	本会議（招集、議案等の提案）
6月25日（木）～6月30日（火）	本会議（一般質問、質疑、委員会付託）
7月1日（水）	常任委員会
7月3日（金）	本会議（常任委員会委員長報告、質疑、採決）

2 一般質問

(1) 会派別一般質問議員数（12人）

自由民主党	4人	希望いわて	4人
いわて県民クラブ・無所属の会	1人	いわて新政会	1人
社民党	1人	公明党	1人

(2) 一般質問（教育委員会関係：6人）

次の議員から質問があり、知事及び教育長が答弁した。

● 軽石 義則 議員 1件

ア 人財育成について

（ア）高等学校の強化について

● 岩渕 誠 議員 3件

ア 岩手県政150周年とこれからの岩手について

（ア）地域の暮らしを支える産業人材育成について

（イ）県南工業高校について

（ウ）勸奨退職者の増加による学校現場への影響と特例任用制度の在り方について

● 村上 秀紀 議員 5件

ア 教育政策について

（ア）状況の変化に応じた教育環境について

（イ）フリースクール等民間団体への支援について

イ 県立高校入試制度について

- (ア) 新制度に対する県の評価について
- (イ) 盛岡地区の私立高校入試との関係について
- (ウ) 高校入試制度の見直しに向けた提言について

● 千葉 秀幸 議員 5件

ア 教育課題について

- (ア) 特色入試の課題について
- (イ) 今後の見直しについて
- (ウ) 不祥事発生の要因分析と意識の徹底について
- (エ) 教員の職場環境整備と魅力向上について
- (オ) 再発防止「岩手モデル」～T S U B A S Aモデル～と教員の働き方について

● 木村 幸弘 議員 5件

ア 人口減少問題について

- (ア) 社会環境の教育について

イ 教育施策について

- (ア) 校外活動中の安全対策について

ウ 平和教育の推進について

- (ア) 更なる強化・推進について
- (イ) 平和教育の実践について
- (ウ) いわて留学制度について

● 小林 正信 議員 3件

ア 教育政策について

- (ア) 教育予算の拡充について
- (イ) 教員の負担軽減、働き方改革の取組の充実について
- (ウ) 不登校児童生徒に対する学びの保障の更なる充実について

3 文教委員会【7月1日（水）】

(1) 議案の審議

ア 議案第1号「令和8年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条 第2項 第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第10款 教育費」について、教育企画室長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

斉藤信委員及び佐々木朋和委員から、高等学校等教育改革推進事業費の内容、黒沢尻工業高校の学科再編の見通し、県立中学校の給食の導入、特別支援学校給食費支援の内容等について質問があり、関係室課長が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

イ 議案第8号「県立学校授業料等条例の一部を改正する条例」について、予算財務課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

斉藤信委員から、外国籍生徒への支援等について質問があり、関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

ウ 議案第15号「岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、学校施設課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

斉藤信委員から、入札不調及び再公告に至った理由、影響等について質問があり、関係室課長が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

エ 議案第17号「財産の取得に関し議決を求めることについて」、学校施設課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

なし

(イ) 採決

原案どおり可決された。

オ 議案第18号「調停の申立てに関し議決を求めることについて」、学校施設課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

斉藤信委員から、矢巾町が損害賠償請求に応じない理由、住民への説明等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

カ 議案第19号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」、学校施設課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

なし

(イ) 採決

原案どおり可決された。

(2) 請願の審議

ア 請願第94号「ゆたかな学びの実現、定数改善及び義務教育費国庫負担率2分の1の復元を求める請願」について、審査が行われた。

(ア) 質問等

菅原亮太委員、斉藤信委員及び小西和子委員から、加配教員の配置状況、30人学級とした場合の教員の確保、欧米における少人数学級の動向、主務教諭の配置状況、東北他県の34人以下学級の状況、人件費の要望状況、教員予算と教員の充足率等について質問等があり、関係室課長が答弁した。

(4) 採決

請願は採択された。

(3) その他（この際発言）

ア 「令和9年度入試における大野高等学校の募集停止について」、高校改革課長から報告を行った。

(ア) 質問等

斉藤信委員から、入学者の状況、進学と就職の実績等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

イ 上記の他、佐々木朋和委員、小西和子委員、高橋但馬委員、菅原亮太委員、斉藤信委員及び小林正信委員から、不登校中学生の成績評価、フリースクール等での学びの評価、特色入試における不登校生徒の受検、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定状況、教員の配置と働き方改革、平和教育の推進、不登校児童生徒の学びの機会、全国学力・学習状況調査の実施状況、災害時のタブレット端末の活用、盛岡一高バレーボール部調査検証委員会の設置状況、金ケ崎高校の存続、杜陵高校奥州校への移転後の取組、拉致問題の啓発活動、部活動遠征の安全確保に係る実態調査の結果、スクールソーシャルワーカーの配置状況・今後の方向性等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

※ 議員毎の件数は項目数であり、同一項目の関連質問は含んでいないため、件数と答弁実績数は一致していないこと。

議案第 18 号

岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和 8 年 8 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立飯岡小学校校長	飛 澤 克 昭
盛岡市立上田中学校校長	坂 本 大
岩手県立盛岡第四高等学校校長	大 石 敦 子
一般社団法人岩手県 P T A 連合会副会長	久保田 太 一

2 解任（令和 8 年 7 月 31 日付）

氏 名	任 命 年 月 日	解 任 理 由
山 本 一 行	令和 7 年 6 月 23 日	辞任の申し出があったため
熊 谷 治 久	令和 7 年 6 月 23 日	辞任の申し出があったため
川 崎 広 幸	令和 6 年 7 月 1 日	辞任の申し出があったため
福 田 育 英	令和 6 年 7 月 1 日	辞任の申し出があったため

令和 8 年 7 月 21 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立博物館協議会委員 新旧対照表（案）

補欠委員任期：令和8年8月1日～令和9年6月22日
〔委員任期（今回改選なし）：令和7年6月23日～令和9年6月22日〕
〔公募委員任期（今回改選なし）：令和7年12月23日～令和9年12月22日〕

選出区分		No.	推薦団体	現委員						新委員					
				職名等	氏名	年齢	性別	居住地	年数	職名等	氏名	年齢	性別	居住地	年数
学校教育関係者	小学校	1	岩手県小学校長会	盛岡市立北厨川小学校校長	やまもと かずゆき 山 本 一 行	59	男	盛岡市	2	盛岡市立飯岡小学校校長	とびさわ かつあき 飛 澤 克 昭	54	男	盛岡市	—
	中学校	2	岩手県中学校長会	盛岡市立下橋中学校校長	くまがい はるひさ 熊 が い 谷 治 久	58	男	盛岡市	2	盛岡市立上田中学校校長	さかもと ひろし 坂 も と 大	58	男	盛岡市	—
	高等学校	3	岩手県高等学校長協会	岩手県立盛岡第四高等学校校長	かわさき ひろゆき 川 さ 崎 広 幸	61	男	盛岡市	3	岩手県立盛岡第四高等学校校長	おおいし あつこ 大 石 敦 子	57	女	盛岡市	—
社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者		4	岩手県青年団体協議会	葛巻町青年連合協議会会員	かつらかわ 桂 川 い ず み	36	女	盛岡市	4	変更なし					
		5	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会副会長	さとう ようこ 佐 藤 洋 子	78	女	花巻市	2	〃					
		6	(一社)岩手県PTA連合会	(一社)岩手県PTA連合会副会長	ふくだ いくひで 福 田 育 英	49	男	久慈市	3	(一社)岩手県PTA連合会副会長	くぼ た たいち 久 保 田 太 一	51	男	一戸町	—
学識経験者		7	岩手県博物館等連絡協議会	奥州市牛の博物館 主任学芸員	もりもと よう 森 本 陽	43	女	奥州市	2	変更なし					
		8	岩手県市町村教育委員会協議会	滝沢市教育委員会教育長	おおた あつこ 太 田 厚 子	65	女	盛岡市	4	〃					
		9	(株)岩手日報社	(株)岩手日報社編集局報道センターセンター長 論説委員会委員	ほそだ きよし 細 田 清	59	男	盛岡市	4	〃					
		10	個人	岩手県立大学 准教授	すずき まさき 鈴 木 正 貴	52	男	盛岡市	2	〃					
		11	個人	元花巻市博物館文化財専門官	さかい むねたか 酒 井 宗 孝	68	男	北上市	2	〃					
		12	個人	啄木研究家（元石川啄木記念館学芸員）	やまもと れいこ 山 本 玲 子	69	女	八幡平市	8	〃					
		13	個人	盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務局長	いしかわ きようこ 石 川 京 子	78	女	盛岡市	6	〃					
		14	個人	元博物館友の会会員	さとう ゆうこ 佐 藤 祐 子	74	女	盛岡市	2	〃					
		15	公募	田老和心会特別養護老人ホームふれあい荘施設長	まつもと かつのり 松 本 勝 徳	65	男	宮古市	3	〃					

チェック項目	改選前	改選後
委員数【15人以内】	15人	15人
男女委員の割合【男女とも40%以上】	男53.3%（8）：女46.7%（7）	男46.7%（7）：女53.3%（8）
若手委員（50歳未満）の割合【25%以上】	20.0%（3/15） （※参考 平均年齢60.9歳）	13.3%（2/15） （※参考 平均年齢60.4歳）
公募による委員の数	1人	1人
在任期間8年超	なし	なし

※ 年齢は令和8年8月1日現在

根拠法令等（抜粋）

◇博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

◇博物館条例（昭和 55 年 7 月 15 日条例第 41 号）

（博物館協議会）

第 10 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◇岩手県立博物館管理運営規則（昭和 55 年 9 月 26 日教育委員会規則第 9 号）

（協議会の所掌）

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）は、博物館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、博物館長に対して意見を述べることができる。

- （1） 資料の収集、保管、展示等に関すること。
- （2） 資料の調査研究、利用等に関すること。
- （3） その他博物館の運営に関すること。

（会長）

第 8 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議案第 19 号

岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和 8 年 8 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
一般社団法人岩手県 P T A 連合会副会長	八 幡 麻 美
株式会社岩手日報社編集局報道センター文化部長	佐 藤 瑛 子

2 解任（令和 8 年 7 月 31 日付）

氏 名	任 命 年 月 日	解 任 理 由
山 口 真 樹	令和 3 年 8 月 1 日	辞任の申し出があったため
八重樫 慎之介	令和 7 年 8 月 1 日	辞任の申し出があったため

令和 8 年 7 月 21 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立美術館協議会委員 新旧対照表（案）

補欠委員任期：令和8年8月1日～令和10年2月29日
 〔委員任期（今回改選なし）：令和8年3月1日～令和10年2月29日〕
 〔委員任期（美術館友の会）：令和7年3月1日～令和9年2月28日〕

選出区分		No.	推薦団体	現委員							新委員						
				職名等	氏 名		年齢	性別	居住地	年数	職名等		氏 名		年齢	性別	居住地
学校教育関係者	小学校	1	岩手県小学校長会	盛岡市立太田小学校校長	みかみみずほ 三上瑞穂	59	女	盛岡市	1	変更なし							
	中学校	2	岩手県中学校長会	盛岡市立下橋中学校校長	くまがい 熊谷治久	58	男	盛岡市	1	〃							
	高等学校	3	岩手県高等学校長協会	岩手県立南昌みらい高等学校校長	きくち 菊池かつひこ彦	58	男	北上市	2	〃							
社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者		4	ガールスカウト岩手県連盟	ガールスカウト岩手県連盟理事	さいとう 齊藤しほ保	52	女	紫波町	1	〃							
		5	(一社)岩手県PTA連合会	(一社)岩手県PTA連合会副会長	やまぐち 山口真樹	53	女	盛岡市	5	(一社)岩手県PTA連合会副会長	やはた 八幡あさみ	47	女	矢巾町	－		
学識経験者		6	(一社)岩手県芸術文化協会	岩手芸術祭美術展現代美術部門理事 岩手デザイナー協会会員	かむら 加村なつえ	47	女	盛岡市	5	変更なし							
		7	(株)岩手日報社	(株)岩手日報社編集局文化部次長	やえがし 八重樫しんのすけ 慎之介	43	男	盛岡市	1	(株)岩手日報社編集局報道センター文化 部次長	さとう 佐藤えいこ 瑛子	42	女	盛岡市	－		
		8	岩手県立美術館友の会	岩手県立美術館友の会副会長	たなか 田中まり	59	女	盛岡市	4	変更なし							
		9	(一社)岩手県経営者協会	(株)川徳執行役員	おのでら 小野寺まきこ 真貴子	52	女	盛岡市	3	〃							
		10	(公財)岩手県観光協会	盛岡ターミナルビル(株)ホテルメトロ ポリタン盛岡マーケティング部セール スグループマネージャー	あいかわ 合川つねみ 常美	51	男	盛岡市	5	〃							
		11	(公社)日本青年会議所 東北地区岩手ブロック協議会	(公社)日本青年会議所東北地区岩手プ ロック協議会会長	にしきやま 錦山ひろみつ 裕充	36	男	奥州市	1	〃							
		12	個人	国立大学法人岩手大学副学長（学術情 報・情報統括担当）	かなざわ 金沢ふみお 文緒	47	女	盛岡市	1	〃							
		13	個人	合同会社ホームシックデザイン企画編 集事業部フロアスペース事業室キュ レーター	かのと 辛ま 真利	38	女	盛岡市	1	〃							
		14	個人	石神の丘美術館主任学芸員	さいとう 齋藤ももこ 桃子	48	女	岩手町	3	〃							
15	公募	寶樹寺住職	のじま 野嶋さとし 論	51	男	釜石市	1	〃									

チェック項目	改選前	改選後
委員数【15人以内】	15人	15人
男女委員の割合【男女とも40%以上】	男40.0%（6）：女60.0%（9）	男33.3%（5）：女66.7%（10）
若手委員（50歳未満）の割合【25%以上】	40.0%（6/15） （※参考 平均年齢49.7歳）	46.7%（7/15） （※参考 平均年齢49.7歳）
公募による委員の数	1人	1人
在任期間8年超	なし	なし

※ 年齢は令和8年8月1日現在

根拠法令等（抜粋）

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 24 条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第 25 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

美術館条例（平成 13 年条例第 52 号）

（美術館協議会）

第 10 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、美術館に岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

岩手県立美術館管理運営規則（平成 13 年教育委員会規則第 14 号）

（協議会の所掌）

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）は、美術館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、美術館長に対して意見を述べることができる。

- （1） 美術品等の収集、保管、展示等に関すること。
- （2） 美術品等の調査研究、普及活動、利用等に関すること。
- （3） その他美術館の運営に関すること。

（会長）

第 8 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、美術館長が定める。